

【都市計画変更の理由】

3・3・10号下北方通線は、宮崎広域都市計画道路として、宮崎市街地の内環状線の一部を形成する幹線街路です。

当路線と交差する都市計画道路3・2・1号橋通線における、終点及び延長の変更に伴い、当路線の交差点区域の変更を行うものです。